

# ■ 新たな化学物質規制

## 第三管理区分事業場の措置強化

(特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2)

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。
- これができる場合等には、**外部の作業環境管理専門家**の意見に基づいて改善を行い、なお改善困難な場合には、**呼吸用保護具によるばく露防止対策徹底**を行うこととされました。

R6.4.1施行

## ■ リスクアセスメント対象物健康診断等 (安衛則第577条の2)

- R A 対象物健康診断の実施、結果保存、意見聴取・事後措置、結果通知等

R6.4.1施行

## ■ ラベル表示・SDS交付・RA対象物の追加 (安衛法施行令別表第9)

- 対象物を従来の**674物質**から**903物質**へ拡大 (その後も順次追加予定)

R6.4.1施行

## ■ 雇入れ時等教育の拡充 (安衛則第35条)

- 雇入れ時等の教育について一部業種に認めていた教育項目の**省略規定を廃止**し、全業種で省略なく教育を行うこととされました。

R6.4.1施行

再確認

## ■ SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第24条の15①、34条の2の4、34条の2の6)

- SDSの通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」を追加
- SDSの通知事項「**成分の含有量**」について、**重量パーセント**の記載が必要に  
※営業上の秘密に該当する場合の例外規定あり

R6.4.1施行